

## 審 査 基 準

平成 22 年 2 月 1 日 作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 24 条第 1 項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の輸入の許可
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>火薬類取締法第 24 条第 1 項、第 2 項（猟銃用火薬類等の輸入の許可）、第 50 条の 2（猟銃用火薬類等の特則）</p> <p>火薬類取締法施行令第 12 条（政令で定める火薬）</p> <p>猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 3 条第 2 項、第 3 項、第 9 条第 1 項（輸入の許可の申請）、第 13 条（申請及び届出の手続）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等火薬類の輸入の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。</p>
標 準 処 理 期 間：5 日。ただし、行政庁の休日は含まない。
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

## 審 査 基 準

平成22年2月1日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>火薬類取締法第25条第1項、第2項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、第50条の2（猟銃用火薬類等の特則）</p> <p>火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬）</p> <p>猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第2項、第3項、第11条（消費の許可の申請）、第12条（無許可消費数量）、第13条（申請及び届出の手続）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>当該火薬類の爆発又は燃焼が、</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき</p> <p>(2) 他の法令で禁止されているとき</p> <p>等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。</p>
標 準 処 理 期 間：5日。ただし、行政庁の休日は含まない。
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：